

府 令

○総務府令第三十一号

国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)第十一条の規定に基づき、失業者の退職手当支給規則の一部を改正する総務府令を次のように定める。

平成八年六月十一日  
失業者の退職手当支給規則(昭和五十年総務府令第十四号)の一部を次のように改正する。  
内閣総理大臣 橋本龍太郎

別記様式第十一の二(裏面)中

⑧の日前3年間に於ける再就職手当又は常用就職手当に相当する退職手当の支給の有無 ⑨の雇入年月日又は⑩の事業開始年月日前3年間に於ける就業についての再就職手当又は常用就職手当に相当する退職手当の支給の有無	再就職手当又は常用就職手当を受給したことがある。
	再就職手当に相当する退職手当に相当する退職手当がない。

に改め、同様式(裏面)中注意事項5を注意事項6とし、同様式(裏面)注

⑧の雇入年月日又は⑩の事業開始年月日前3年間に於ける就業についての再就職手当又は常用就職手当に相当する退職手当の支給の有無

⑨の雇入年月日又は⑩の事業開始年月日前3年間に於ける就業についての再就職手当又は常用就職手当に相当する退職手当の支給の有無

注意事項4中「⑧欄」を「⑨欄」に改め、同様式(裏面)中注意事項4を注意事項5とし、注意事項3を注意事項4とし、注意事項5の次に次のように加える。

3 雇用された受給資格者にあつては①から⑥まで及び⑨の欄に記入し、事業を開始した受給資格者にあつては①、⑧及び⑩の欄に記入すること。

- 附則
- (施行期日)  
1 この府令は、公布の日から施行する。
- (経過措置)  
2 従前の様式による再就職手当に相当する退職手当支給申請書は、当分の間、これに必要な事項を記載し、使用することができる。

省 令

○厚生省令第三十四号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百二十二号)第八条第一項及び第九条第一項の規定に基づき、容器包装廃棄物の分別収集に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成八年六月十一日  
厚生大臣 菅 直人

容器包装廃棄物の分別収集に関する省令の一部を改正する省令

- 第二条の次に次の二条を加える。
- (市町村分別収集計画)  
第三条 法第八条第一項の規定により市町村が定める市町村分別収集計画は、平成九年を初年とする同年以後の三年ごとの各年の四月を始期として定めるものとする。
- (都道府県分別収集促進計画)  
第四条 法第九条第一項の規定により都道府県が定める都道府県分別収集促進計画は、平成九年を初年とする同年以後の三年ごとの各年の四月を始期として定めるものとする。

この省令は、平成八年六月十五日から施行する。

告 示

○防衛庁告示第百十二号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。  
平成八年六月十一日  
防衛庁長官 白井日出男

- 日時 平成八年六月十九日・二十日(予備、同月二十一日)の毎日〇八〇〇から一七〇〇まで
- 区域 五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
- 実施艦 自衛艦三隻
- その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
- 二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

- 区域
- (イ) 北緯三二度四七分
- (ロ) 北緯三二度二〇分
- (ハ) 東経二八度四六分
- (ニ) 東経二九度一〇分
- 実施艦 自衛艦三隻

その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

○防衛庁告示第百十三号  
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。  
平成八年六月十一日  
防衛庁長官 白井日出男

- 日時 平成八年六月二十五日(予備、同月二十六日)〇八〇〇から一七〇〇まで
- 区域 野島崎南方の次の四地点を順次結んだ線及び(イ)の地点と(四)の地点を結んだ線により囲まれる区域
- (イ) 北緯三四度二四分二四秒
- (ロ) 東経一四度三四分四一秒
- (ハ) 北緯三四度〇八分
- (ニ) 東経一四度〇二分
- (イ) 北緯三三度四四分
- (ロ) 東経一四度二三分
- (ハ) 北緯三四度一三分八秒
- (ニ) 東経一四度一三分三〇秒
- 実施艦 自衛艦三隻
- その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
- 二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

○防衛庁告示第百十四号  
海上における射撃訓練を次のとおり実施する。  
平成八年六月十一日  
防衛庁長官 白井日出男

- 日時 平成八年六月二十五日(予備、同月二十六日)〇八〇〇から一七〇〇まで
- 区域 野島崎南方の次の四地点を順次結んだ線及び(イ)の地点と(四)の地点を結んだ線により囲まれる区域
- (イ) 北緯三四度二四分二四秒
- (ロ) 東経一四度三四分四一秒
- (ハ) 北緯三四度三五分
- (ニ) 東経一四度一七分
- (イ) 北緯三四度三一分
- (ロ) 東経一四度〇八分
- (ハ) 北緯三四度一三分八秒
- (ニ) 東経一四度一三分三〇秒
- 実施艦 自衛艦三隻
- その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
- 二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。

実施艦 自衛艦三隻

その他 一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。